

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
(平成18年1月20日環境省令第19号)
(抜粋)

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第3条 法第12条第1項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

2 法第12条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。)。

(第一種動物取扱業者の遵守基準)

第8条 法第21条第1項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

四 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。

附則 (平成24年5月21日環境省令第13号)

(経過措置)

第3条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫(生後1年以上のねこのことをいう。)を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成26年5月31日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第3条第2項第9号及び第8条第4号の規定は、適用しない。

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
(平成18年1月20日環境省告示第20号)
(抜粋)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

又 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

附則 (平成24年5月21日環境省告示第83号)

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫(生後1年以上のねこのことをいう)。を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成26年5月31日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第5条第1号又及び第5号イの規定は、適用しない。